

令和4年度第6期障がい福祉計画策定委員会（検証・書面開催）

資料頁	ご意見
P3	図がぼやけてわかりにくいです。
P5、6	「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は、法令用語なので正確に記載した方が良いと思います。
P7	療育手帳の等級の意味がわかりにくいです。「A1（最重度）」、A2（重度）、・・・」等記載した方が良いと思います。
P8	精神障がい者保健福祉手帳で働き盛りの18～64歳の所持者が増加しているのが心配です。
P8、P9	<p>・本町の障がい者を取り巻く現状 精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級）254、医療費助成者数175、自立支援医療受給者数508となっています。手帳3級所持者にも医療費助成対象を願います。手帳所持者数と自立支援医療受給者数の数の開きが気になります。</p>
P10 3〔2〕	上牧町立小・中学校の支援学級に在籍する生徒数では？

資料頁	ご意見
P11	「ライクにおける上牧町の支援対象者の状況」表にある未登録者及びその他とはどういう方をさすのでしょうか？
P11	・障がいのある人の求職・雇用状況 「なら西和障がい者就業・生活支援センターライク」の登録者47名の障がい種別があったらいいと思います。
P11	障がいのある人の求職・雇用状況が増加しているのは前向きに捉えて良いのでしょうか。
P12～ P29～	成果目標に関する進捗状況（P12～）の項で、令和3年度の状況（ピンクの部分）が説明しておりますが、結果とか実施の報告のみの部分が多く、その成果（どこまで進捗している）がわかりにくい。具体的な進捗状況が知りたいと思います。P29の必須事業に関しても同じように感じました。また、未実施の部分は実施の方向で進めて下さい。
P13 [1] の (1) 「福祉施設から地域生活への移行促進」	第6期計画表と数字、及び「令和3年度の状況」についての網がけ箇所を読んで、「福祉施設から地域生活への移行促進」の進捗状況がどうなっているのか読み取れず、本編と読み合わせて、次のように理解しましたが、このような解釈でいいのでしょうか？ 「福祉施設から地域生活への移行促進は進んでいない。令和3年度末の施設入所者数は地域移行以外の理由で令和元年度末より減っているものの、令和3年度末の地域移行者数は令和5年度の目標値2人に対し0人で、目標達成率は0%であり、（目標達成のために今後〇〇を行う予定）」

資料頁	ご意見
P13 [1] の (1) 「福祉施設から地域生活への移行促進」	(1)福祉施設から地域生活への移行促進とありますが、福祉施設及び精神科病院から地域生活への移行促進との理解でいいでしょうか。
P14 (2) 地域生活支援拠点の整備	令和3年度の状況は、5年度末までに圏域設置に向けて協議を進めるとなっているが、国の目標設定の令和5年度末までに支援拠点を確保し、機能充実をも強く要望します。

資料頁	ご意見
P15(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>①西和7町での協議の場開催は、令和3年度が初回でしょうか？また、活動指標中の令和3年度関係者参加目標値の人数12名及び実績値8名のメンバー構成をお教えてください。</p> <p>②地域定着支援、自立生活援助の具体的内容と体制についてお教えてください。</p> <p>③「令和3年度の状況」中のアンケート調査から見えた課題や取り組みをお教えてください。</p>

資料 頁	ご 意 見
P16 (4) 福祉施設から一般就労への移行促進	本編P.28～31と読み合わせたのですが、表の数字の持つ意味合いが、この記載では私には理解できません。お手数ですが「令和3年度の状況」に「福祉施設から一般就労への移行促進」の目標に対する進捗状況が明確に理解できる記載、ご説明をお願いします。
P18	「取り組み」は、公文書の表記としては「取組」になると思います。

資料頁	ご意見
P21～22	<p>「障がい（児）福祉サービス受給者の状況」として本編にない最新の数字（年齢別、サービス別）が資料に加わっていますが、追加掲載の意図や、P.23～27とどう関連付けて読めば良いのかご説明をお願いします。</p>
P29(1)	<p>①理解促進研修・啓発事業「精神障害について理解を深める住民講座」にふさわしいテーマと内容、参加者（37名）であったか、三郷町会議室でモニターを通じての受講をしてみて、疑問を感じました。</p> <p>②自発的活動支援事業も、テーマや参加者数（11名）を見ると、「当事者会立ち上げに関する学習会」としての効果にやはり疑問を感じます。いずれもコロナ禍での制限があるとはいえ、開催実績のみではなく、効果・事業の質も問われると思います。</p>

資料 頁	ご 意 見
P30	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 <p>基幹相談支援センターが令和3年度は検討となっていますが、委託ではなく行政が実施で専門職の方が担当されるのでしょうか。</p>
全体	<p>第6期障がい福祉計画の年度半ばで、検証を行う意義はとても大きいと思いますが、今回の検証方法に戸惑っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料について・・・計画の進捗状況を把握し、このまま進めば計画年度末に目標達成が可能かどうか見極め、達成が難しそうなら可能な方策を考え、軌道修正するための検証であり、その判断資料であると私は理解しているのですが、表の数字と「令和3年度の状況」の網がけを読むだけでは、私の理解力では読み取ることができません。尚、検証や進捗状況についての私の解釈が間違っている場合は、ご教示をお願いします。 ・検証方法について・・・コロナ禍でやむを得ないかもしれませんが、今回の書面による検証方法は、事務局による説明（解説）や、他の委員の意見をお聞きし、相互に意見交換をすることで議題が深まる機会が得られず、残念です。少なくとも一度は、事務局と委員が対面で検討する機会が必要と思います。

資料頁	ご意見
全体	<p>少子・高齢化で人口が減り、空き家や一人暮らしの高齢者が増えました。その上に予測出来なかったコロナウイルスやロシアの戦争、各国の利上げで円安となり物価が上がりだし、地域の環境や日常生活が様変わりしました。誰もが行政指導のもと自分の命を守る為、コロナウイルス予防と外出の自粛、社会活動の縮小に努力しました。食べ物や日用品等の値上がりが生きてゆくための根源すら揺さぶりかねない。健常者でさえ個人主義になり断捨離（人間とのかかわりも）で人間離れ、パソコンやスマートフォンでの会話の日々、コロナ禍が終わるまで地域での障害者支援がどこまで出来るだろうか。逆に、こんな地域環境の時代だからこそ絆とか思いやりが必要なかもしれない。現在もコロナ禍と戦っている多くの人達に感謝し、障害者福祉が少しでも前進する事を祈りたい。</p>
全体	<p>全体を通して数値での報告が多いので、一委員としては、どういうふうに検証しているのかよくわかりませんでした。成果目標のうち、(2) (3) (7) 等が、主に障害者全般に関わる課題と感じます。(2) の地域生活支援拠点とか短期入所サービスは本人および家族の安心した生活のために重要な課題と考えます。</p>
全体	<p>会議を通して、委員の皆様の意見を聴かせてもらいながらの気づきも多かったので、できれば（許せば）アンケートの報告もかねて、委員が顔を合わせての会議を望みます。</p>

崔) ご意見に対する回答

回 答
今後の検証資料において、見やすい資料作成に努めてまいります。
ご指摘の通り、法令用語については、今後の検証資料において正確な記載に変更いたします。
今後の検証資料において、ご指摘の通り修正いたします。
上牧町における精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、全国的にも同様の推移であると承知しております。また自立支援医療（精神通院）の受給者数も過去4年で増加率140%となっており、精神疾患を抱える方が増加しています。ご指摘の通り、18～64歳の年齢別人口に占める割合は他の世代より高い水準であり、精神疾患を抱える方を支えているのが高齢の家族であったり、いわゆるヤングケアラーといわれる子どもであったり、複合的な課題を抱える世帯の増加も懸念されており、障がい・高齢・こどもの部局横断型の支援体制の充実に努めていくことが必須であると考えています。
<p>精神障害者医療費助成事業は1・2級の方（所得制限あり）が対象となっています。その財源については奈良県1/2、市町村1/2の費用負担で構成されており、奈良県の補助金要綱による対象者としているところです。独自事業で対象者を3級所持者までとしている自治体があることは承知しておりますが、財源の確保、また身体障害者手帳・療育手帳の医療費助成制度の対象範囲との整合性の観点からも慎重に検討しつつ、県にも要望していくことが必要であると考えております。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数の人数はご指摘の通り開きがあります。要因といたしましては、手帳を取得するために診断書を書いてもらうには初診日から6ヶ月以上経過していることが条件であり、自立支援医療受給者証の取得には、そのような条件がないこと、また、障がい者手帳の取得に抵抗感を感じる方がおられることが推察されます。しかし、手帳の所持による優遇制度などメリットも大きく、窓口での丁寧な説明を心掛けながら対応したいと考えております。</p>
ご指摘のとおり、表中の児童・生徒数は「支援学級に在籍する児童・生徒数」になりますので、修正いたします。

回 答

「なら西和障害者就業・生活支援センターライク」では登録申請を行った場合に登録者となり、未登録者は電話や来館等でライクを利用したが、登録申請にまで至っていない利用者であると承知しております。また、その他とは、就業に関するのではなく、主に日常生活に関する相談等でライクが関わっている利用者となっています。

次回の検証資料から、障がい種別の内訳についても記載させていただきます。

障がい者の法定雇用率の引き上げや、事業主に対する支援強化など、国においても障がいのある方の雇用対策は総合的に推進されていると認識しており、ハローワーク大和高田管内の求職状況も増加しております。一方で、就労系障がい福祉サービスを利用していた方が一般就労（企業）に移行したものの、短期間で退職されるケースもあり、就労定着に向けた施策の充実を図るため就労系事業所と密に情報共有を図るなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

今回の資料については令和3年度実績の数値の報告に留まっており、進捗状況の記載が不十分であった点お詫び申し上げます。ご意見については、事務局としても十分に検討し、次回検証委員会では、わかりやすい成果や進捗状況が報告できるよう、資料も含め改善していきたいと考えております。また、未実施の施策についても目標達成に向けて取組を進めてまいります。

ご指摘のとおりです。今期計画では、令和5年度末までに地域生活移行数2人の目標値を定めておりますが、令和3年度末時点で0人、達成率は0%となっています。目標達成に向けては、施設入所事業所と密な連携を深めながら地域移行に向けた支援を進めていくこと必要であると考えております。なお、令和4年度に精神疾患により入院されていた方が「地域移行支援」のサービスを利用し、グループホームへ移行されたケースが1件ございました。

回 答

国の指針では、「福祉施設から地域移行への移行促進」とは、入所施設や病院での生活からグループホームなどを住まいの場として地域に生活を移行する取り組みとされており、精神科病院からの移行についても内包していると認識しておりますが、現状、病院からの全ての地域移行者数の正確な数字を把握することは困難な状況であり、今後の課題であると考えております。なお、令和4年度に精神疾患により入院されていた方が「地域移行支援」のサービスを利用し、グループホームへ移行されたケースがあり、入院から障がい福祉サービスの利用に繋がったため、確認ができた実績となりました。

地域生活支援拠点の整備については、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の支援体制を充実させる上で重要な事業であると認識しており、西和7町共同整備で協議を進めています。西和7町内で新たにグループホームの事業展開を計画されている社会福祉法人もあり、地域生活支援拠点事業と連動して実施できるよう協力要請を行っており協議を進めています。

回 答

①令和2年度末の3月10日に開催した会議が初回となります。令和3年度に実施した会議の構成メンバーは中和保健所、郡山保健所、西和圏域マネージャー、平群町・三郷町・上牧町・王寺町・河合町の行政職員の計8名です。

②「地域定着支援」は「居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う」サービスです。また、「自立生活援助」は「居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う」サービスです。両サービスともに地域生活を支援するサービスですが、「地域定着支援」は常時の連絡体制や緊急時の対応を確保する点で自発的に相談を行える方には有効であり、「自立生活援助」は、定期的な巡回訪問を行うことにより自発的な相談が困難な方にも見守りの観点から有効なサービスであると認識しております。なお、「自立生活援助」は地域移行を一層促進するため平成30年4月に新たに創設されたサービスとなっております。奈良県下で指定を受けている事業所数は「地域移行支援」が58事業所（西和7町内では5事業所）、「自立生活援助」が2事業所（西和7町内では0事業所）となっております。

③アンケート調査では、各町において障がい・高齢介護・健康・教育・地域包括支援センター・社会福祉協議会など様々な部局が業務において、関わっている住民の方が背景に精神保健上の課題を抱えているケースもあることが挙げられており、個々のケースに向き合っていくには部局横断型の連携体制強化の必要であるとの主な意見がありました。令和4年度には、当該協議の場に高齢介護や地域包括支援センター部局にも参画を要請し、精神疾患を抱える高齢者への支援の現状について、個別事例をもとに参加者の中で協議を進めていく取り組みを行います。

回 答

PI6について記載誤りが2か所ございます。お詫びして訂正いたします。

- ・②の表中（誤）就労移行支援事業利用者数→（正）就労移行支援事業所から一般就労への移行者数
- ・⑤の表中就労移行支援A型利用者から一般就労への移行者数の令和3年度末実績の行（誤）2人→（正）1人

令和3年度の状況ですが、福祉施設から一般就労への移行者数は合計3人となっており、その内訳は、就労移行支援利用者から2人、A型利用者から1名でした。

①の「一般就労移行者数」は、令和5年度の目標値を8人、令和3年度は3人であったことから達成率は38%、②の「就労移行支援事業所から一般就労への移行」は、令和5年度の目標値を2人以上としており、令和3年度は2人であったことから達成率100%、④の「一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者」は、令和3年度は0人であったことから達成率0%、⑤の「就労継続支援事業（A型・B型）から一般就労への移行者数」は、A型については、令和5年度の目標値を4人以上、令和3年度が1人であったことから達成率25%、B型については、令和3年度が0人であったことから達成率0%という結果となっています。

※令和5年度の目標値は計画期間3年間の累計値ではなく、令和5年度の単年度の実績値です。令和3年度、令和4年度のそれぞれの実績が、いかに令和5年度の目標値に近づけられるかが評価の基準であると考えております。

今後の検証資料において、ご指摘の通り変更いたします。

回 答

ご指摘のとおりP21～22については本編にない最新の数字を掲載しており、障がいサービスの利用者について、上牧町の現状をより詳細にお示しさせていただくために追加掲載しております。

〔1〕については、P23～27で各サービス毎の利用者数は分かるようになっていますが、複数のサービスを組み合わせて利用されることが多いため、障がい（児）福祉サービスの実利用人数の推移をお示しするために掲載いたしました。

また、〔2〕〔3〕については、直近の状況の詳細を説明するため、それぞれサービスを利用している受給者の障がい種別、また障害支援区別の現状を掲載いたしました。

また、〔4〕〔5〕については、障がい（児）福祉サービス量の見込みを推計していく上で、18歳になる障がい児は障がい者のサービスへ、65歳になる障がい者は介護保険サービス（優先）へ移行するため、現状の各サービスの年齢分布も重要な基礎資料となることから掲載しております。

サービス受給者の実人数は、障がい者・児ともに平成30年度より年々増加しており、直近の障がい種別の状況では、障がい者のサービスでは精神、障がい児のサービスではその他（発達障がい等）が一番多くなっています。また、障害支援区分では、区分なしの方が一番多くなっています。また年齢分布から、障がい者では40～49歳の利用者が一番多く、そこから年齢が高くなるにつれ少なくなっています。

①令和3年度の理解促進研修・啓発事業は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、様々なストレスを抱える方々の状況をふまえて「ストレスの影響と対処法」をテーマに実施いたしました。当該事業は、西和7町共同実施で行う「地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発」の事業であり、いただいた意見をもとに、西和7町で十分協議しながら毎年度のテーマや内容の精査を行っていきたいと考えております。

②自発的活動支援事業については、例年「当事者会立ち上げに関する学習会」として開催しており、現在、過去に参加した地域活動支援センターの利用者が、社会福祉法人萌「まーぶる」の支援のもと、当事者会立ち上げに向けた活動をされており、活動拠点に対する支援などを行政に相談しているとの報告をいただいております。当該事業の効果について本検証資料では説明できていなかったことも含め大きな反省点であり、今後本事業がきっかけとなり取り組まれている内容等についても十分な報告、また、今後の事業の内容や質についても、西和7町で検証を進めながら示していきたいと考えております。

回 答

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を行う拠点であると承知しており、現在、身体知的障がいの相談支援を社会福祉法人在友会「おはな」に、精神障がいの相談支援を社会福祉法人萌「ぼると・ベル」に西和7町で共同委託しております。

障がい種別に関わらず相談支援を実施できる基幹相談支援センターの設置は望ましいと考えていますが、人材確保の観点からも単独町による直営実施は難しく、西和7町広域実施（委託）の方向で協議しておりますが、圏域内の社会資源も潤沢でない実情もあり、設置に至っておりません。今後も引き続き検討していきたいと考えております。

・資料について

ご指摘の通り、本委員会は現計画の成果目標に対する進捗状況を把握し、その方策の見直しを含む検証・協議を行うものであり、今回の資料については令和3年度実績の数値の報告に留まっており、事務局による評価や見直し等の記載が十分でなかった点お詫び申し上げます。ご意見については、事務局としても十分に検討し、次回検証委員会では、可能な限り実績に基づく評価や検証結果の記載も含めた資料作成に努めたいと考えております。

・検証方法について

今年度の検証委員会は新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な検証や意見交換の場をご用意することが叶わず、やむを得ず書面での開催とさせていただいたこと、お詫び申し上げます。令和5年度の当初に令和4年度の実績を踏まえた検証委員会を開催させていただき、引き続き予定しております第7期障がい福祉計画の策定に繋がりたいと考えておりますので、何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

回 答

新型コロナウイルスが猛威をふるう中、障がいのある方やその家族、また障がい福祉サービス事業所の支援者の方は、様々な不安感を抱えながら日々過ごされ、その辛苦いかばかりであったことと拝察されます。今後も障がい福祉施策を推進していくため、地域、事業者、行政などが包括的・重層的につながり続ける支援体制の充実に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き本委員会にご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご指摘の通り、本委員会は現計画の成果目標に対する進捗状況を把握し、その方策の見直しを含む検証・協議を行うものであり、今回の資料については令和3年度実績の数値の報告に留まっており、事務局による評価や見直し等の記載が十分でなかった点お詫び申し上げます。ご意見については、事務局としても十分に検討し、次回検証委員会では、可能な限り実績に基づく評価や検証結果の記載も含めた資料作成に努めたいと考えております。

計画書本編P18に記載している7つの成果目標のうち、(2)地域生活支援拠点等の整備(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(7)相談支援体制の充実・強化等 はご指摘の通り、障がい者の地域生活やその家族の方々を支える重要施策であると認識しております。西和7町広域実施で取組を進めているところですが、目標に達していない又は検証や見直しが必要な事項が多いことも認識しております。今後の委員会における検証においてもご意見賜りながら、まずは成果目標に掲げた活動指標の達成に向けて進めていきたいと考えております。

今年度の検証委員会は新型コロナウイルス感染症に影響により、十分な検証や意見交換の場をご用意することが叶わず、やむを得ず書面での開催とさせていただいたこと、お詫び申し上げます。令和5年度の当初に令和4年度の実績を踏まえた検証委員会を開催させていただき、引き続き予定しております第7期障がい福祉計画の策定に繋げたいと考えておりますので、何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。